

7. 気密材等の仕様の規定

以上までで、外壁を構成する主要な部材(断熱材、外装材(副資材含む)、通気胴縁材、屋内外の構造用面材、内装材の仕様を示しました。ここでは、断熱工法(気密工法)において重要な役割をもつ気密補助材の仕様を説明します。

気密補助材の多くは合成樹脂製の可燃物であり、これらの仕様も防火構造認定の評価対象となっています。

なお、気密補助材を使わない仕様は、可燃物量が減り、当然認定適用範囲に含まれます。

また、以下に示す気密補助材の施工詳細につきましては、住宅金融公庫共通仕様書をご参照ください。

○ 防湿気密フィルム類

外壁の内部結露防止を主な目的として施工される(防湿気密フィルム)は、8認定共通で以下の製品が使用できます。

- ① 住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A6930) 厚0.27mm以下(ポリエチレン製に限る)
- ② 包装用ポリエチレンフィルム (JIS Z1702) 厚0.27mm以下
- ③ 農業用ポリエチレンフィルム (JIS K6781) 厚0.27mm以下

施工
部位

充填断熱の場合: 構造材の室内側表面と、内装材の界面

外張断熱の場合: 構造用面材と断熱材の界面、若しくは構造材屋外側表面と断熱材の界面(在来木造工法のみ)

○ 透湿防水紙(透湿防水シート)

外壁の防水層として施工され、同時に貫流透湿を妨げない機能が求められる(透湿防水紙)は、8認定共通で以下の製品が使用できます。

- ① アスファルトルーフィングフェルト(JIS A6005) 430g/m以下
 - ② 透湿防水シート(JIS A6111) 厚0.17mm以下
- (但し、可燃性主材質はポリエチレン、ポリエステルまたはポリプロピレンの製品に限る。)

施工
部位

充填断熱の場合: 構造材の屋外側表面(在来木造工法のみ)若しくは、構造用面材の屋外側表面

外張断熱の場合: 断熱材の屋外側表面

○ 気密テープ類 8認定共通で以下の製品が使用できます。

- 材質がEPDMゴム系、アクリル系、アスファルト系の厚さ1.0mm以下、巾100mm以下の気密テープ

施工
部位

気密テープ類は、構造用面材の継手、断熱材、防湿気密フィルム、透湿防水紙の継手に施工できます。当然、施工しない場合も防火認定適用範囲内です。

8. その他の仕様の規定等

- 面材やシート、断熱材を留め付ける際の釘やビス、ステーブル等も仕様が規定されております。これらその他部材については、表3にまとめておりますのでご参照ください。
- 防火構造の外壁に付随する軒天井は、建築基準法第2条第八号(同施工令第108条第二号)の規定に基づき防火構造としなければなりません。
- 外壁に係わる部材のうち、基礎、水切金物類や、土台、胴差、桁の横架材、外壁横架材につく床構造等は防火認定の評価対象外です。
- 防火認定の対象となる外壁は外装材から内装材間の壁体で、この内外に付加される形の外装仕上材及び内装仕上材は同様に防火認定の評価対象外です。